

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分及び第12条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第12条第2項第2号を削り、第3号を第2号とする。

第17条第1項各号列記以外の部分及び第20条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

別表第2内部工事の項中「8, 200」を「8, 150」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市指定給水装置工事事業者規程の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後に京都市水道事業条例第5条第1項の規定による承認を受けた給水装置工事について適用し、同日前に承認を受けたものについては、なお従前の例による。

(上下水道局水道部水道管路課)